

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届

【**手続概要**】

この届出は、従業員を採用した場合等、新たに健康保険及び厚生年金保険に加入すべき者が生じた場合に、事実発生から 5 日以内に事業者が行うものです。
※従業員が年金受給者であっても、加入要件を満たしている場合は届出をする必要がありますのでご注意ください。

また、70 歳以上で厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される者で次の要件に該当する場合についても提出が必要です。

【**対象要件**】

- (ア) 70 歳以上の者
 - (イ) 過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者
 - (ウ) 厚生年金保険法第 27 条に規定する適用事業所に使用される者※であつて、かつ、同法第 12 条各号に定める者に該当しない者
- ※ 法人事業所の事業主を含む。

【**添付書類**】

原則として必要ありませんが、以下の 1.～2. に当てはまる場合は、それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

1. 60 歳以上の方が、退職後 1 日の間もなく再雇用された場合(この場合は、同時に同日付の資格喪失届の提出が必要です)以下の①と②両方又は③
 - ① 就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限る)
 - ② 雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)
 - ③ 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書

2. 国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)に引き続き加入し、一定の要件に該当する場合等(ただし、国保組合の理事長が認めた場合に限られており、事実発生日から 14 日以内に届出を行う必要があります)

健康保険被保険者適用除外承認申請書

注 やむを得ない理由により14日以内に届出が出来なかった場合は、同時に当該やむを得ない理由を記載した理由書の添付が必要です。

なお、やむを得ない理由として認められるのは、以下の場合になりますので、具体的に記入をお願いします。

- ① 天災地変、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難と認められる場合
- ② 事業主の入院や家族の看護など、適用除外の申請ができない特段の事情があると認められる場合
- ③ 法人登記の手続きに日数を要する場合
- ④ 国保組合理事長の証明を受けるための事務処理に日数を要する場合
- ⑤ 事業所が、離島など交通が不便な地域にあるため、年金事務所に容易に行くことができない場合
- ⑥ 書類の郵送(搬送)に日数を要する場合
- ⑦ その他、事業主の責によらない事由により適用除外の申請ができない事情があると認められる場合

【留意事項】

1. 外国籍の従業員の方を採用した際、当該従業員が個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方の場合は、この届出と一緒に「[厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届](#)」をご提出ください。

なお、「厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届」は、資格取得届を電子申請により手続きされる場合に限り、資格取得届の電子添付書類として画像ファイル（PDF形式・JPEG形式）による提出ができます。

2. 短時間労働者については、事業主は備考欄の該当項目を○で囲みます。
3. 70歳以上被用者該当届について
 - ① 届出により、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止となる場合があります。
 - ② 70歳以上被用者期間は被保険者期間ではないため、厚生年金保険料は徴収されず、年金額計算の基礎にもなりません。
 - ③ 高齢任意加入被保険者、高齢任意単独加入被保険者及び第四種被保険については提出の必要はありません。

- ④ 厚生年金保険の被保険者になったことがある者については、年金の受給権の有無または年金請求の有無に関係なく届出が必要です。

【提出先】

郵送で事務センター（事務所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参

◎ご注意ください!

資格取得届の提出が必要な方について、届出が提出されていないことが後で分かった場合、

- ① 資格取得届を提出していただくとともに、
- ② 事実が発生したときに遡って保険料をお支払いいただくこととなります。

また、対象となる方が老齢厚生年金の受給者である場合、本人の1カ月当たりの年金額と総報酬月額相当額※の合計額に応じて年金額の一部または全部が支払停止になることがあります。この場合、本来支払停止が開始されるべき時点に遡って支払いの停止が行われるため、既に支払われた年金を返納していただくこととなりますので、届出漏れがないよう十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

※事業所から支払われる給与および賞与の金額に基づいて決定される額